

## 第5次御代田町長期振興計画住民説明会を開催します

町は、どのようなまちづくりを進めていくか、またどんな方策で地域を活性化させていくか「長期振興計画」に基づいて事業などを進めています。現在作成中の、平成28年度から37年度までの10年間を計画期間とした「第5次長期振興計画」原案について、説明会を開催します。

また、この原案に対するパブリックコメントを募集しています。資料等詳細については、町ホームページをご覧ください。ただ、役場企画財政課窓口へお越しください。

### 説明会日時

9月8日(火)  
午後7時から

### 場所

エコールみよた  
あつもりホール

### パブリックコメント期限

9月25日(金)

### 問い合わせ先

企画財政課企画係(内線54)

## 申請をお忘れなく

### 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げによる住民税非課税者と子育て世帯への影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

支給対象者には、町から申請書が郵送されます。申請期間内に忘れずに申請してください。

### 【臨時福祉給付金】

#### 対象者

平成27年1月1日時点で御代田町に住民登録があった方で、住民税(均等割)が課税されていない方

※住民税が課税されている方に扶養されている場合と、生活保護費を受給している場合は対象となりません。

※対象者には9月中旬に申請書を郵送します。

#### 申請期間

9月16日(水)

～12月16日(水)

#### 支給額

1人につき6,000円

(加算はありません)

#### 申請・問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32)65222

### 【子育て世帯臨時特例給付金】

#### 対象者

平成27年5月31日時点で御代田町に住民登録があった方で、平成27年6月支払分の児童手当を受給した方

※児童手当の所得制限限度額以上で特例給付を受給している方は、対象となりません。

※対象者には6月に申請書を郵送しました。

#### 申請期間

6月16日(火)

～9月16日(水)

#### 支給額

対象児童1人につき

3,000円

#### 申請・問い合わせ先

町民課(とも係)

(内線47・74・76)

#### ご注意

・平成27年度は「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの要件にも該当する方は、両方の給付金を受け取れます。その場合、両方の給付金について、それぞれの申請が必要です。

・申請期間内に申請されない場合は、給付金は支給されません。

## 発行します

### 多子世帯応援クーポン券

多子世帯の生活を応援するため「ながの子育て家庭優待パスポート」の協賛店舗で商品購入やサービス等に使用できるクーポン券を発行します。対象のご家庭には、9月を目途に申請書・ご案内等をお送りします。

#### 対象世帯

基準日(平成27年5月31日)に御代田町に住民登録があり、平成9年4月2日以降生まれの子どもが3人以上いる世帯。

#### 配布金額

1人あたり10,000円

(第3子以降の子どもの数に応じて配布)

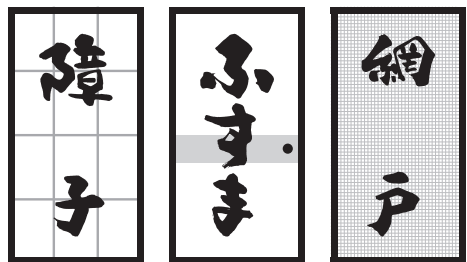
#### 問い合わせ先

町民課(とも係)

(内線47・74・76)



障子・襖・網戸の張替えは当店へ



気軽に相談

見積り無料

運賃込み

持込値引

まずはお電話を

Harikae Honpo  
Kanazawaya

屋 沢 屋

浅間店

TEL.0267-31-6011

ユニ企画印刷(有) TEL.0267-32-2502

## 病児・病後児の保育について

病児病後児の保育とは、児童が病気の治療中又は回復期にあり、集団生活が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない場合、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが預かりするサービスです。

### 【実施施設】

- ・病後児保育  
佐久市岸野保育園
- ・病児保育  
佐久市浅間総合病院

### 【対象児童】

- ・町内に居住する1歳から小学校就学前までの児童で次の要件に当てはまる場合
- ・保育所等に入所しており、病気の治療中又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、集団保育を受けることができない児童
- ・保育所等は利用していないが、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため、一時保育が利用できない児童

### 【利用可能な病状など】

- ・熱の場合  
登園時38度未満
- ・嘔吐・下痢等  
激しい腹痛、頻繁の下痢・嘔吐ではなく、給食で対応できる場合
- ・眼科  
伝染病ではない場合
- ・耳鼻科  
診療情報提供書がある場合
- ・外傷の場合  
骨折・縫合が必要な怪我等

でも診療情報提供書がある場合  
・感染症の場合  
学校保健法に基づくもので急性期を過ぎ、回復状態になった場合

※お子さんの状況によりお断りや途中お迎えをお願いする場合があります。

### 【利用定員】

各施設とも、原則1日4名

### 【利用できる日時】

月曜日から金曜日  
午前8時～午後6時まで  
但し祝日・年末年始は除く

### 【利用方法】

①事前に登録が必要です。町民課窓口に登録申請書を提出してください。

出してください。

②実際に利用する時は予約が必要ですが、利用希望日に利用が可能が施設に確認してください。

③かかりつけ医の診察を受け、「診療情報提供書」を記入してもらってください。

④予約した施設に申し込み、当日書類(申込書、診療情報提供書)を提出してください。

### ◆利用料金◆

区分	時間	3歳以上児	3歳未満児
保育料	午前8時～正午	450円	1,000円
	正午～午後4時	450円	1,000円
	午後4時～6時	150円/1時間	
給食費	日額400円(乳児用ミルク等を持参の場合は、この限りではありません。)		

### ◆利用料金◆

町民課(ごも係)

(内線47・74・76)

## 申込受付 町営住宅入居待機者

町営住宅への入居待機者の申し込みは、年2回(3月・9月)受け付けています。

今回の申し込みは、平成27年10月から平成28年3月までの間に退居者があった場合に、その住戸へ入居できる入居待機者となるための申し込みです。

### 申込受付期間

9月1日(火)～18日(金)

### 説明会(抽選会)

日時 9月29日(火)

午後1時30分から

場所 町役場会議室

抽選により、入居待機順位を決定します。

### 募集住宅

町営住宅桜ヶ丘団地

### 申込資格

- ・町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
- ・現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
- ・現に住宅に困っていることが明らかな方

- ・収入が一定額以下(※)の方
- ・町税等の滞納がない方
- ・本人、現に同居している方、または同居しようとする親族が暴力団員でない方

※収入金額の算定は、扶養人数等により変動します。詳しくは、お問い合わせください。

### 申し込み・問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(内線75・39)

団地名	建設年度	構造	規模	家賃(円)
桜ヶ丘団地	H5～H14	中層耐火	3LDKY	21,300 ～36,900
	H13～H14		2LDKY	22,100 ～33,000

LDK…居間兼食事室兼調理場

Y…浴室(浴槽、風呂釜付)